

総則規定 1-1	用語の定義
居室の取扱い	
関連条項：法第2条第4号	

【内容】

- ・ 居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室は居室に該当する。
人が入れ替わり継続的に使用する室もこれに含まれる。
- ・ 次に掲げるものなどは居室に該当する。
 - ナースステーション
 - 常時監視員のいる機械室
 - レストラン及び寮の厨房，配膳室
 - 管理人室
 - 寺院の仏間等（人が立ち入らないものを除く）
 - ホテル、旅館又は公衆浴場等で不特定多数が利用する脱衣室・浴室
 - 荷捌場

【参考】

- ・ 府 Q&A 集 建築基準法の「その他これらに類するもの」の扱い 1-4 取扱い例等」 p150